

8月号（503号）

暴力団 A 組組員 X は、酒癖が悪く、大量に飲酒した結果、病的酩酊状態に陥り、他人に暴行を加えたことがこれまでに何度もあった。また、X は、常日頃から、何とか敵対する暴力団 B 組組長 O を殺害して名を上げたいと考えていた。

以下の場合、X の行為は、刑法上どのように評価されるか。

(1) ある日、たまたまつけたテレビで流れていた報道番組で、「刑法 39 条 1 項があるので、どれだけ凶悪な事件を起こしても、行為時に心神喪失状態であれば、罪に問われることはない」と聞き及んだ X は、これを利用しない手はないと思い至った。その翌日、X は、飲酒酩酊状態の自己を利用して O を殺害すべく、B 組事務所近くの居酒屋で大量に飲酒したところ、心神喪失状態に陥った。興奮状態の X は、そのまま店を出て、近くに落ちていた鉄パイプをもって、B 組事務所に殴り込んだ。当時、B 組事務所に O はおらず、B 組組員 P が留守番をしていたが、X は、そこに居合わせた P を O だと勘違いしたまま、「O、覚悟せい。お前の首取ったる」と叫びながら、P の頭部めがけて鉄パイプを振り下ろした。鉄パイプは、反射的に防御姿勢を取った P の左腕を直撃し、P は、左腕を骨折した。

(2) (1)の事例で、X が、大量に飲酒したものの、心神耗弱状態にとどまっていた場合はどうか。

(3) ある日、X は、O 襲撃の決心がつかないまま、B 組事務所近くの居酒屋で大量に飲酒したところ、心神喪失状態に陥った。興奮状態の X は、そのまま店を出て、近くに落ちていた鉄パイプをもって、B 組事務所に殴り込んだ。当時、B 組事務所に O はおらず、B 組組員 P が留守番をしていたが、X は、そこに居合わせた P を O だと勘違いしたまま、「O、覚悟せい。お前の首取ったる」と叫びながら、P の頭部めがけて鉄パイプを振り下ろした。鉄パイプは、反射的に防御姿勢を取った P の左腕を直撃し、P は、左腕を骨折した。

(4) (3)の事例で、X が、大量に飲酒したものの、心神耗弱状態にとどまっていた場合はどうか。

7月号（502号）

ギャンブル好きの X は、消費者金融 A 社に 500 万円の借金があった。利息の支払いが滞っていたため、最近では、A 社から X のところへ頻繁に取立ての電話が入るようになった。何とかしなければ大変なことになると考えた X は、食品加工業 B 社の会計課長である友人 Y を利用して、金を手に入れようと企てた。

ある日曜日、X は、Y 宅を訪問し、Y に、「いい儲け話がある。お前が管理している B 社の売上金から 500 万円だけ都合をつけてくれ。10 日後には、倍にして返す」と申し向けた。これを聞いた Y は、「俺を犯罪者にするつもりか。さっさと帰れ」と叱りつけた。

そこへ、全く事情を知らない Y の妻 Z が、X と Y がいる居間に来客用のお茶を持って入ってきた。Y と話しても埒が明かないと思った X は、Z に襲いかかり、テーブルの上にあった果物ナイフを Z の首元に当てながら、Y に対して、「今すぐ B 社に金を取りに行け。500 万円だ。1 時間だけ待つてやる。妙な動きをすると、Z の命はないぞ」と大声で怒鳴った。Z の命には代えられないと考えた Y は、他に金策の当てもなかったので、やむを得ず、X の指示に従うことにした。B 社に着いた Y が、自己の管理する B 社の金庫から 500 万円を持ち出そうとしたところ、たまたま明日の会議の資料を取りにきていた人事部長 C に出くわした。Y が日曜日に出勤していることを不審に思った C は、Y に事情説明を求めた。

以下の場合、X 及び Y の罪責はどのようなになるか。

(1) Y は、C に「納入業者への支払期限が今日だったのを忘れていました。今すぐ現金で支払ってきます」と告げて、その場を切り抜けた。Y が帰宅して、X に 500 万円を渡したところ、X は Z を解放し、現場から立ち去った。

(2) Y は、C に「妻が人質に取られていて、この 500 万円を渡さなければ殺されるんです」と白状した。C は、Y に対して、「いずれにしても、お前がやっているのは B 社に対する犯罪行為だ。見過ごすわけにはいかん」と叱責し、Y が手にしていた 500 万円を取り上げた。金が工面できなかった Y は、失意のまま、110 番通報し、これまでの経緯を全て話して、Z の救出を要請した。通報を受けて、警察官が Y 宅に急行したところ、パトカーのサイレンを聞いた X は、直ちに Z を殺害し、現場から立ち去った。

6月号（501号）

A市の郊外で1人暮らしをしているX（会社勤務・20歳女性）は、毎日、最寄りのB駅まで20分歩き、そこから電車で1時間かけて通勤していた。最近、Xは、仕事帰りの22時頃、B駅から自宅に向かう途中、人通りの少ない薄暗い路地にさしかかった辺りで、挙動不審の屈強な男性Y（35歳）から「お帰りなさい。今日も綺麗だね」などと声をかけられるようになった。特に実害を受けたわけではなかったため、しばらく放置していたが、あまりにも毎日続くので、ある夜、帰宅後、警察に通報して、これまでの経緯を話した。その際、対応した警察官は、Xに対して、「折を見て、現場周辺をパトロールします」と告げたが、その後も、毎夜、Yは出没し続けた。

通報から1週間後の22時頃、いつもの場所にほろ酔い加減で現れたYは、「あんたの分の缶ビールも買ってある。一緒に飲もう」といいながら、Xの方に近づいてきて、腕をつかもうとした。Xは、素早く身をかまし、その場から逃れたが、去って行くXに向かって、Yは、「おまえが毎晩ここを通るのは知っている。明日も待っているから、覚悟しろ」と言い放った。Xは、その夜も、警察に通報したが、前回と同様の返事がきただけであった。

翌日、Xは、どうすべきか思案したが、B駅を発着する電車の本数は1時間に1本ほどしかなく、また、Yが出没する現場を通らずに帰宅するには、1時間以上かかる回り道をするしかなかったため、帰り道でYが絡んでくるであろうことを確実に予期しつつも、結局、いつもの時間にいつものルートを通ることにした。もっとも、屈強なYに襲われたら手も足も出ないので、Xは、その夜、護身用のカッターナイフをポケットに忍ばせた上で、帰路に就いた。

当夜、22時頃、いつもの場所にYが出没し、「今日は逃がさないぞ。俺の家で一緒に飲もう」といって、右手で、Xの左腕をつかんできた。Xは、Yの手を振りほどこうとしたものの、Yの力が思いのほか強く、引き回されそうになった。そこで、Xは、ポケットからカッターナイフを取り出し、Yに見せた上で、「手を離して下さい。離さないと、刺しますよ」と告げた。それでも、YはXの左腕を離さなかったため、Xは、やむを得ず、Yの右手の甲をカッターナイフで切りつけ、切り傷を負わせた。Yが怯んだ隙に、Xは現場を離れたが、Xの左腕にはYにつかまれた際の打撲傷が残った。

この場合、Xの行為は、刑法上どのように評価されるか。

5月号（500号）

ある日の朝、O（6歳）が、足を滑らせてA川（幅10m・深さ3.5m）に転落した。泳げないOは、川岸から3mほどの地点で、必死に「助けて」と叫びながら、溺れていた。

①～③の場合、X1～X3の行為は、それぞれ刑法上どのように評価されるか。

① X1（水泳インストラクター・25歳）は、通勤途中、Oが溺れている現場を通りかかった。X1は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、濡れたくなかったので、「落ちた奴が悪い。死んだところで自業自得だ」と思い直して、そのまま現場を立ち去った。その結果、Oは溺死した。

② X2（商店経営者・50歳）は、散歩の折、Oが溺れている現場を通りかかった。X2は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、泳げなかったため、近くに繫留されていたボートから手綱のついた救命用浮き輪を持ち出し、Oに向けて浮き輪部分を投げた。しかし、浮き輪は、全く見当外れのところに飛んでしまった。再度試みようとしたところ、よく見ると溺れているOがX2の商売敵Bの息子であると分かったので、X2は、「Oが死ねばいい」と思い直して、その場を立ち去った。その結果、Oは溺死した。

③ X3（牛乳配達員・45歳）は、配達が終わって営業所に戻る途中、Oが溺れている現場を通りかかった。X3は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、泳げなかったため、どうすればよいものかと慌てふためいていた。ちょうどそこに川の上流からOが掴まれそうな木切れが流れてきた。このまま流れていけば、木切れはOのところに達するはずであったが、OがX3に向かって「ぐずぐずするな。早く助けて」と叫んだため、これに怒ったX3は、Oを溺死させるべく、木切れに向かって石を何個も投げて、木切れの流れる方向を変えた。その結果、Oはこの木切れに掴まれないまま、溺死した。

(2) ある日の朝、P（7歳）の父親X4（30歳）は、最近、反抗的な態度を見せるPを懲戒目的でC川（幅10m・深さ3.5m）に突き落とした。当初はすぐに救助するつもりであったが、「Pが俺に突き落とされたら騒ぎ立てると面倒なことになる」と思い至ったX4は、誰にも目撃されていないことを確認した上で、このまま放置すればPが溺死すると認識しつつ、殺意をもって、その場を立ち去った。その結果、泳げないPは溺死した。

この場合、X4の罪責はどのようなようになるか。

4月号（499号）

A 株式会社の従業員 X は、常々、上司 O のパワハラに悩んでいた。令和 3 年 5 月 3 日 13 時 30 分、休業日にもかかわらず、O は、X に対して、「今、自宅で一人だ。ブランデーを飲みたいが、つまみがない。今すぐ、Go 社の高級チョコレートを買って持ってこい」と一方的に告げて、電話を切った。X は、この機会に O を殺害するしかないと決心し、かねてから準備していた毒薬を携え、途中、百貨店の地下で Go 社のチョコレートを購入した上で、O の自宅に急いだ。

同日 14 時 45 分、O 宅玄関に到着した X に対して、2 階の寝室から出てきた O は、「あまりにも遅いから昼寝をしていたところだ。階段手前のリビングルームのテーブルにチョコレートを置いて、さっさと帰れ」と怒鳴りつけて、2 階の寝室に戻った。X は、玄関を上がって階段手前のリビングルームに入り、テーブルにチョコレートを置いた。その際、テーブルの上に、開封済みのフランス産高級ブランデー He のボトルを発見した X は、14 時 47 分、このブランデーのボトルに致死量 100% の毒薬を投入した。

他方、A 株式会社の取引先、B 株式会社の従業員 Y は、O が誤発注したにもかかわらず、そのミスを自分のせいにされたことがあり、いつか復讐してやろうと機会を窺っていた。以前、O が Ba 社製の高級ブランデーグラスの自慢をしていたのを思い出した Y は、このブランデーグラスに毒を塗布して、O を殺害することができたらどんなに痛快だろうと考え、令和 3 年 5 月 3 日 14 時頃、あらかじめ入手しておいた毒薬を携えて、O 宅に向かった。

同日 14 時 45 分、O 宅前に到着した Y は、玄関で来客に対応している O の姿を認め、この隙に勝手口から O 宅のダイニングルームに忍び込んだ。そこで、Y は、グラスホルダーに掛かっている Ba 社製のブランデーグラスを発見、14 時 47 分、このグラスに致死量 100% の毒薬を塗布した。

同日 16 時 30 分頃、昼寝から目覚めた O は、ダイニングルームのグラスホルダーから愛用の Ba 社製のブランデーグラスを取り出し、リビングルームで、ボトルに残っていたブランデー He を全てグラスに注ぎ、一気に飲み干した。16 時 32 分、O は、摂取した毒薬の影響により、中毒死した。

- (1) 以上の事実関係において、X 及び Y の罪責はどのようなになるか。
- (2) 上の事例で、X 及び Y の投与した毒薬がそれぞれ致死量の 50% であった場合はどうか。